

# 事業計画の概要(収集運搬)

更新日：平成 30 年 10 月 13 日

## 1. 全体計画の概要

- ・排出事業者から委託のあった産業廃棄物をコンテナ車、パッカー車、高圧吸引車に、特別管理産業廃棄物はダンプ、バンに積み込み、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。
- ・積替え保管は行わない。
- ・収集する区域は愛媛県内である。

## 2. 収集運搬業の具体的な計画

### (産業廃棄物収集運搬)

- ・コンテナ車、ダンプ車

性状が固形状である廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くず、金属くず、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、燃え殻、がれき類を、積み込み装置付のものは、積み込み装置で、その他については排出事業者の重機等でコンテナまたは荷台に積み込み、必要があるときはビニールシートなどで覆い、飛散・流出、悪臭の防止等に留意して、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

汚泥、動植物性残さについては、乾燥された物は着脱装置付コンテナ車、ダンプトラックまたは積込装置付ダンプトラックで排出事業者の重機等で積み込み、ビニールシートなどで覆い、飛散・流出、悪臭の防止等に留意して、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

- ・貨物車

着脱装置付コンテナ車、ダンプトラックと同じような廃棄物を運搬するが、おもに紙箱などに封入され、雨水の影響を受けてはならない廃棄物を人力で積載し、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

廃酸、廃アルカリ、廃油については市販ポリ容器、又は排出事業者において封入した容器のまま、手作業あるいは排出事業者の重機を使用し、転倒防止のためロープ等で固定し、必要な場合にはビニールシートなどで保護し、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

- ・パッカー車

性状が固形状でバラ積みとなる廃プラスチック類、木くず、繊維くず、紙くずを人力にて積載し、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

- ・ 高圧吸引車

水分の高い汚泥、動植物性残さおよび容器に封入されていない廃油については、高圧吸引車で吸引し、排出事業者の指定する処分場まで運搬する。

### (感染性産業廃棄物)

バン(保冷車)は、感染性産業廃棄物を専用容器に密閉、特にメス等の尖った物や液状、泥状の物については破損や流出のおそれの無いプラスチック製密閉容器に封入したもの、又は廃酸・廃アルカリ収集容器に封入された、廃酸、廃アルカリを手作業で積み込み、自社焼却施設まで運搬する。

ダンプは、廃酸、廃アルカリ収集容器に封入された廃酸、廃アルカリを手作業で積み込み、ロープ等で固定すると共に、ビニールシート等で覆い飛散流出を防止しながら、自社焼却施設まで運搬する。

感染性産業廃棄物に関しては専用の容器に入れ、開封することなく焼却する為、一般廃棄物や産業廃棄物と混ざる事はありません。廃酸・廃アルカリに関しては、「特管廃酸」「特管 廃アルカリ」と記した容器に入れて収集する為、感染性産業廃棄物と同様一般廃棄物や産業廃棄物と混ざる事はありません。

## 3. 環境保全措置の概要

### (1) 運搬に際し講ずる措置

#### (産業廃棄物)

環境保全の為、産業廃棄物の収集運搬を行う場合には、産業廃棄物が飛散流出し並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器などを使用し、また運搬時には、荷台に積んだ産業廃棄物あるいは運搬容器をロープ等で移動しないように固定し、必要がある時はビニールシートなどで覆い、悪臭の発生や飛散流出がないよう注意する。

- ・ 石綿含有廃棄物の収集運搬は実施しない。

#### (特別管理産業廃棄物)

##### ① 感染性産業廃棄物

感染性産業廃棄物は環境保全のため、収集運搬を行う際には感染性産業廃棄物が飛散・流出し並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、専用運搬容器などを使用し、また、運搬時には感染性産業廃棄物容器をロープ等で移動しないように固定し、必要がある時はビニール等で覆い、悪臭の発散や感染性産業廃棄物の飛散流出がないよう注意する。

##### ② 廃酸

廃酸は環境保全のため、収集運搬を行う際には廃酸が飛散・流出し並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、専用運搬容器などを使用し、また、運搬時には廃酸容器をロープ等で移動しないように固定し、必要がある時はビニール等で覆い、悪臭の発散や廃酸の飛散流出がな

いよう注意する。

### ③ 廃アルカリ

廃アルカリは環境保全のため、収集運搬を行う際には廃アルカリが飛散・流出し並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、専用運搬容器などを使用し、また、運搬時には廃アルカリ容器をロープ等で移動しないように固定し、必要がある時はビニール等で覆い、悪臭の発散や廃アルカリの飛散流出がないよう注意する。

## (2)積替え保管施設において講ずる措置

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物とも、積み替え保管は行わない。

## (3)収集運搬を行う時間

8：00～17：00

## (4)休業日

日曜日、年末年始、地方祭ほか

## (5)営業区域

愛媛県内

収集運搬する産業廃棄物の種類及び目標量

廃プラスチック類・・・3,000 t 廃油・・・20t 木くず・・・50 t  
紙くず・・・0.02 t 繊維くず・・・0.05 t 動植物性残渣・・・100 t  
汚泥・・・1,000 t 廃酸・・・5t 廃アルカリ・・・90t  
感染性廃棄物・・・100t 廃酸(特管)・・・3 t 廃アルカリ(特管)・・・88 t  
金属くず・・・2 t 燃え殻・・・800 t ばいじん・・・800 t  
がれき類・・・3,000 t ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず・・・2 t